

特定基地局開設計画中における記載

登録申請における補足(明確化)

標準プラン関係

- 卸電気通信役務、接続条件・料金プラン等に関して標準プランを策定し、公開する。

- ・ 卸役務、接続のいずれでもMVNOが選択できるように、双方の標準プランを策定する。

MVNOへの提供料金関係

- MVNO事業者が、様々なサービス提供形態でエンドユーザー向け料金を設定することが可能となるよう、適正な原価に適正な利潤を加えた料金を設定する。
- 定額制、従量制、ステップ課金等を計画。また、トラフィック量に応じた料金体系に加え、帯域幅に応じた料金体系を設定。

- ・ 接続料は、積上げ方式で設備コストベースで、適正な原価に適正な利潤を加えて設定。
- ・ 卸役務料金をキャリアズレート方式で設定する場合は、直販料金から営業費等を控除して設定。

接続構成関係

- WiMAXフォーラムで規定されるネットワーク参照モデル及びインターフェース条件に準拠したシステムを構築し、各インターフェースに接続点を設定。

- ・ MVNOが、自らIPアドレスを割り当てることを可能とする。

プラットフォーム機能関係

- 設備に具備されているプラットフォーム機能は適正な対価で利用できるようにする。プレゼンス情報、ユーザーID等も個人情報の保護に留意しながら情報提供が行えるようにする。

- ・ MVNOが、自ら認証その他のユーザの管理を行うことを可能とする。

端末関係

- 国内法規やWiMAX認証などの一定の基準を満足する端末の接続を可能とする。

コンタクトポイント明確化

- 2008年度の早い段階でMVNO向け専門窓口を設置。また、自社事業からの営業を排除するためのファイアウォールを設置する。

- ・ 担当部署を他部署とは別に設置。(本年4月渉外部にMVNO推進室を設置)
- ・ (MVNO用)サーバーを別立て。

1 目的

携帯電話の利活用により、地域の高齢者や子どもの安心（医療・介護・健康・安全）をサポートするサービス等を行う「ふるさとケータイ」（地域を支援するMVNO※）の創出を推進することにより、暮らしの安全・安心の確保、地域のつながりの復活、地方の再生及びユビキタス社会の構築を実現することを目的とする。

※）MVNO：Mobile Virtual Network Operator。携帯電話などの無線通信通信インフラを他社から借りて、無線通信サービスを提供する事業者（地方自治体も可）のこと。

2 概要

携帯電話のMVNOを用いて、地域の高齢者が使い易いように端末の機能の一部を限定したサービス、GPS機能を用いた高齢者や子どものモニタリングサービス、不審者情報、災害情報、地域住民に商店街の特売情報や地域のイベント情報を提供するサービス、医療・介護・健康・安全をサポートするサービス等を実施する「ふるさとケータイ」事業の創出を推進することにより、ユビキタス社会の構築及び地域の安全・安心の回復、地域産業の振興等を図り、地方の再生を実現。

このため、総務省が地方自治体等に対し、「ふるさとケータイモデル事業」（システムの企画・設計・開発、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等、ふるさとケータイによる地域活性化のための一連の取組）の構築を委託する。

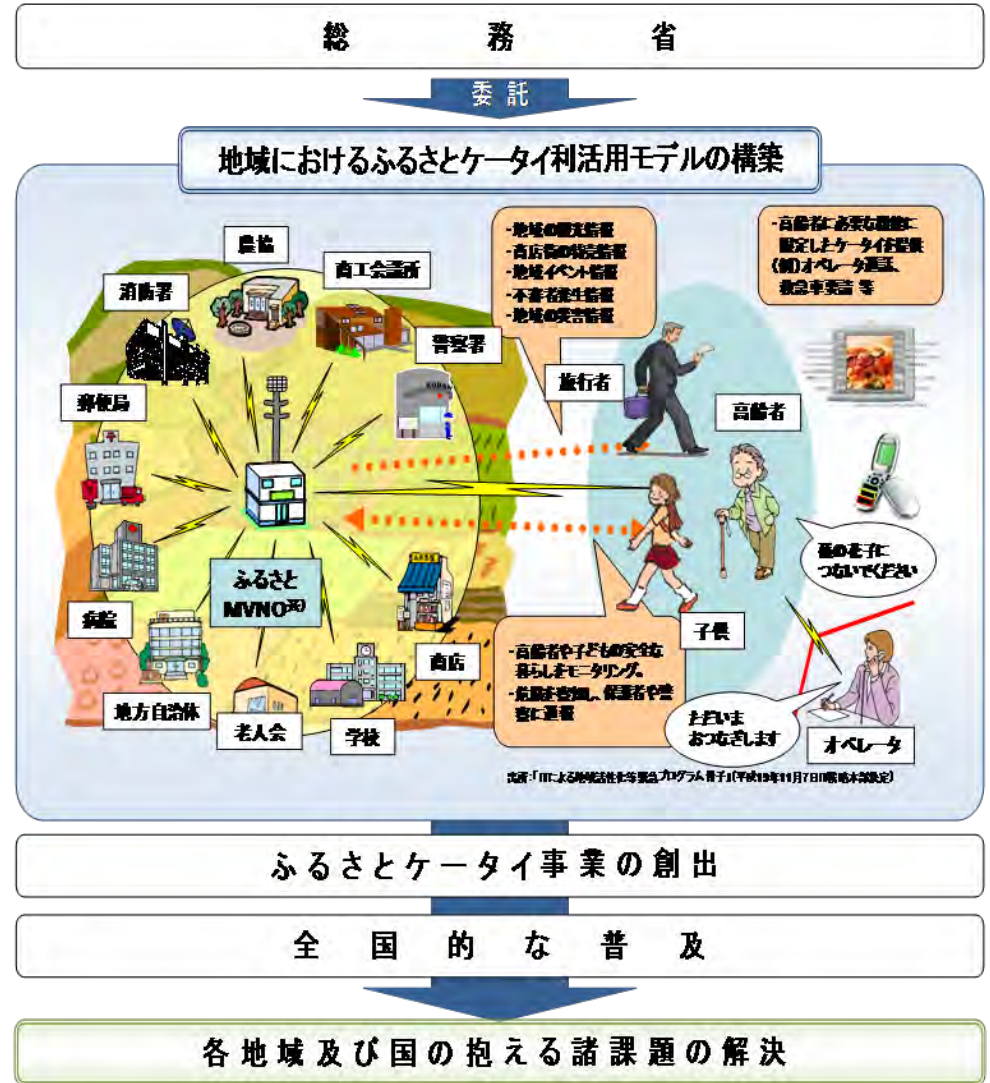
3 所要経費

一般会計

平成20年度補正予算額 150百万円（新規）

平成21年度 要求額 150百万円

《イメージ図》



【ふるさとケータイ事業が取り組む地域の政策課題の例】

- ① 医療・健康 ② 生活安全 ③ 観光 ④ 商店街活性化 ⑤ 農村地域生活支援 ⑥ その他

MVNOの参入動向(一部)(1/2)

MNO	MVNO(サービス名)	サービス概要(事業開始時期)
NTTドコモ	象印マホービン(みまもりほっとライン)	ポットに無線通信機を内蔵、その情報を携帯電話やPCから確認可能
	IIJ(IIJモバイルサービス/タイプD)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年1月)
	アッカ・ネットワークス(ACCA mobile(D))	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年6月)
	NTTコミュニケーションズ(モバイル/リモートアクセスドコモモデル)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年7月)
	日本通信(b-mobile3G)	3.5G(HSDPA)による下り最大3.6Mbpsの高速データ通信。150時間分の通信料を含んだ価格でデータ通信端末を販売(08年8月)
	NTTPCコミュニケーションズ(Master's ONE セキュア・リモートアクセスサービス 定額FOMAデータ通信プラン)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年10月)
KDDI (au)	いすゞ自動車(みまもりくんオンラインサービス)	車両運行データを収集、解析し、提供。最大40%の燃料費削減、安全運行を可能に。
	日本緊急通報サービス(HELPNET)	事故や急病時に車両の位置情報を発信
	セコム(ココセコム)	基地局情報+GPS機能を活用して迷子やお年寄り、車両の位置情報を把握
	トヨタ(G-BOOK)	①事故や急病時に車両の位置情報を発信、②オペレータによる目的地検索、③ハンズフリー電話 など
	京セラコミュニケーションシステム(KWINS 3G)	専用カードによるデータ通信
ソフトバンク モバイル	ウォルト・ディズニー(ディズニー・モバイル)	ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス(08年3月)

MVNOの参入動向(一部)(2/2)

MNO	MVNO(サービス名)	サービス概要(事業開始時期)
イー・モバイル	NECビッグロブ(BIGLOBE高速モバイル)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbps(08年3月～)の高速データ通信(07年12月)
	ニフティ(@nifty Mobile BB)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbps(08年3月～)の高速データ通信(07年12月)
	So-net(bitWarp(EM))	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年2月)
	IIJ(IIJモバイルサービス/タイプE)	法人向け3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年3月)
	ASAHIネット(超割モバイル)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年3月)
	ユニアデックス(JetSURF)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年3月)
	アッカ・ネットワークス(ACCA mobile(E))	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年6月)
	NTTぷらら(高速モバイルオプション(EM))	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年7月)
	NTTコミュニケーションズ(OCN 高速モバイル EM)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年8月)
	ケイ・オプティコム(eoモバイル)	3.5G(HSDPA)による下り最大7.2Mbpsの高速データ通信(08年9月)
ウィルコム	日本通信(b-mobile)、ニフティ(@nifty MobileP)等	専用PHSカード等によるデータ通信
	CSC(My Access)	監視カメラや玩具、センサーに組み込んでデータ収集、遠隔操作
	ジュピターテレコム(J:COM MOBILE)	「ウィルコム定額プラン」の再販
	ユビキタス(どこ・イルカ)、加藤電機(イルカーナ)	子供の位置情報把握

1. モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

- ★(a) 新料金プランの導入に向けた検討促進
- (b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化
- (c) 消費者に対する説明事項の見直し
- (d) SIMロック解除に向けた検討

2. MVNOの新規参入の促進

- ★(a) MVNO事業化ガイドラインの再見直し
- ★(b) MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定
- ★(c) 新規システムに係る周波数の割当時ににおけるMVNOへの配慮
- (d) 行政における担当窓口の明確化

3. モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

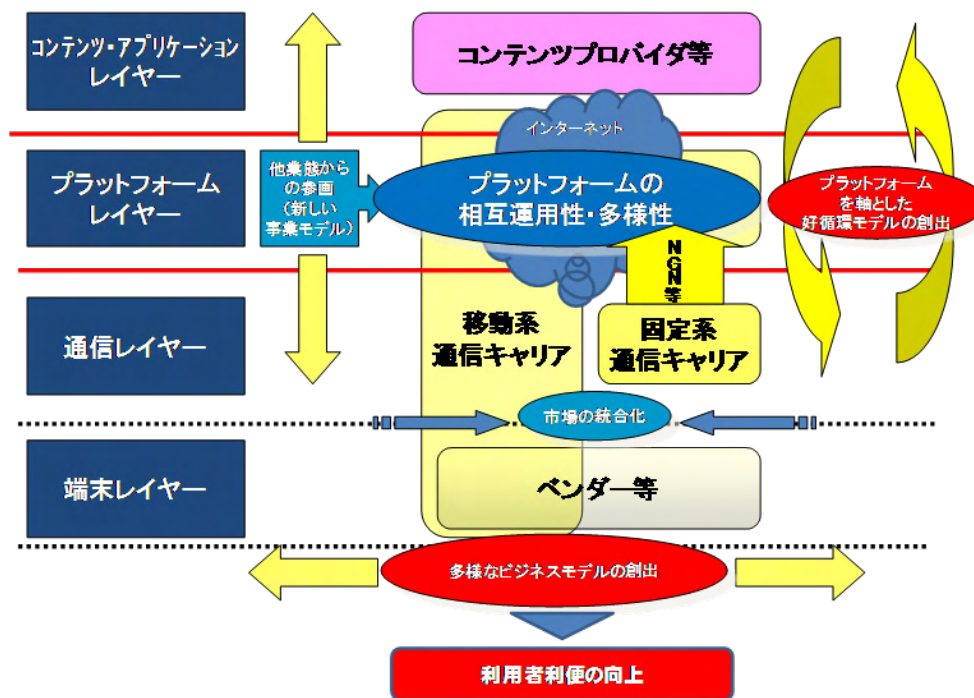
- ★(a) プラットフォームの連携強化に向けた検討
- ★(b) 端末プラットフォームの共通化の促進
- ★(c) 消費者保護策の在り方に関する多角的検討
- ★(d) ユビキタス特区の創設
- ★(e) モバイルアクセス網の多様化の推進
- ★(f) 通信・放送の総合的法体系の検討

(注)★: 前回会合以降、動きのあった事項。

開催目的

ブロードバンド化やIP化の進展に伴い、**コンテンツ・アプリケーションをブロードバンド網で円滑に流通させる上で必要不可欠な認証・課金等のプラットフォーム機能の連携強化を図り、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理と今後の政策の方向性を検討**することを目的として開催する。

プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に係る基本的視点

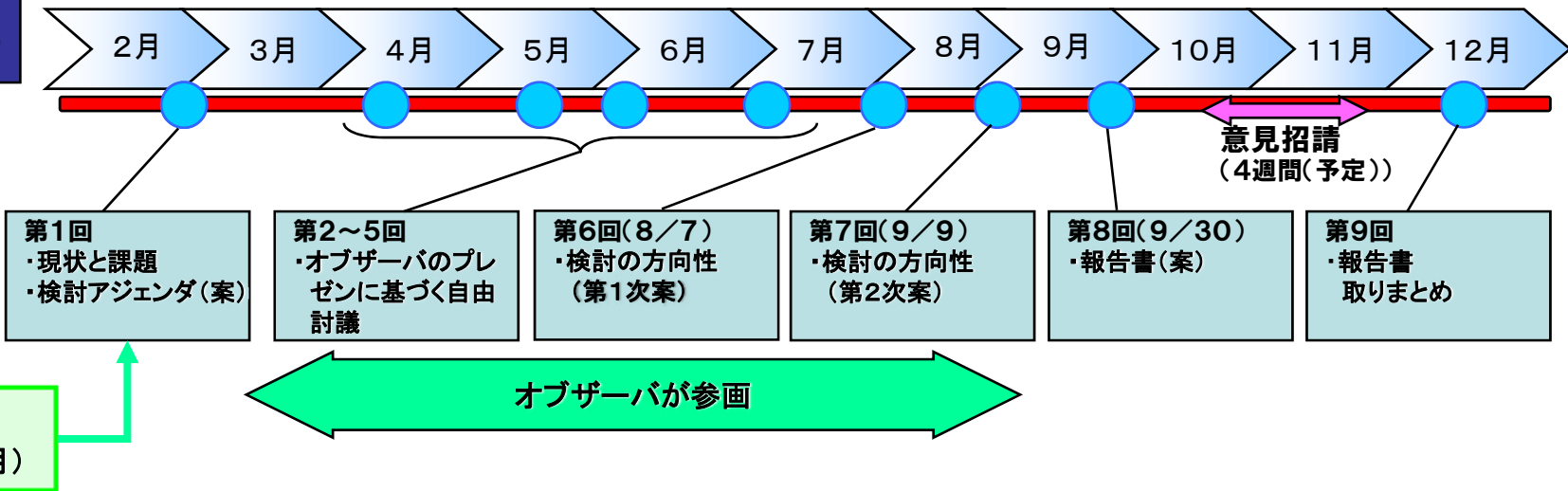


新競争促進プログラム2010(07年10月改定)

➤固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID等を含むプラットフォーム機能の利活用等について、**07年度中に新たな検討の場を設置し、08年中を目途に取りまとめ**を行なう。その際、携帯端末のAPI(Application Programming Interface)のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

通信プラットフォーム研究会の検討スケジュール等

検討スケジュール



構成員

相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授	後藤 幹雄	日本文理大学経営経済学部教授
佐藤 治正	甲南大学経済学部教授	河村 真紀子	主婦連合会常任委員
依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授	野原 佐和子	イブシ・マーケティング研究所代表取締役社長
太田 清久	株式会社SOZO工房取締役パートナー	岡村 久道	弁護士 国立情報学研究所客員教授
会津 泉	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所副所長	北 俊一	野村総合研究所 上級コンサルタント
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科准教授	津坂 徹郎	リーマン・ブラザーズ証券アナリスト
森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授	舟田 正之	立教大学法学部教授
藤原 まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員		

オブザーバ

荒川 亨	株式会社ACCESS	弓削 哲也	ソフトバンクモバイル株式会社
大橋 功	イー・モバイル株式会社	小林 善和	社団法人テレコムサービス協会
佐藤 浩行	株式会社インデックス	福田 尚久	社団法人テレコムサービス協会MVNO協議会
岩浪 剛太	株式会社インフォシティ	渡邊 武経	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
平澤 弘樹	株式会社ウィルコム	上田 正尚	社団法人日本経済団体連合会
澤田 純	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	小縣 方樹	東日本旅客鉄道株式会社
加藤 薫	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	楠 正憲	マイクロソフト株式会社
藤田 一夫	グーグル株式会社	三浦 正晶	三井物産株式会社
長尾 毅	KDDI株式会社	岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局
森 克実	株式会社ジェーシービー	別所 直哉	ヤフー株式会社
資宗 克行	情報通信ネットワーク産業協会		

プラットフォームの多様性の確保

- 携帯事業者は自らが提供するポータルに限って認証・課金機能を提供(それ以外のポータルでは、認証・課金機能があまり提供されていない。)



- 携帯事業者以外の事業者がアクセス簡単なポータルサイトや認証・課金等を競争的に提供するモデルの実現のため、民間フォーラムを開催(☞09年夏を目途に一定の結論)。

プラットフォームの相互運用性の確保

- 各携帯事業者ごとに、あるいは、各コンテンツごとに異なる認証基盤を構築(利用者にとって異なるIDでアクセスする手間)。



- 各認証基盤を仮想的に連携させ、あたかも一つの認証基盤を使っている(ひとつのIDでどのネットワーク、コンテンツでもアクセス可能)かのような仕組みを構築するため、関係者によるフォーラムの開催(☞実証実験などを実施、09年度中に一定の結論)。

- 番号持ち運び制度の利用者は全体の加入者の約5%(メールアドレスやコンテンツの引き続きの利用ができない)。



- メールアドレスやコンテンツを携帯事業者を変更しても引き続き同一のものを使えるような環境整備を検討(☞研究会等において09年中を目途に結論)。

- 各携帯事業者ごとにコンテンツを作り込む必要があり、アプリケーションの作動環境が異なる(コンテンツ事業者にとって作動検証の時間とコストが負担)。



- 3.9Gの商用サービスの開始時期を念頭に置きつつ、端末間の互換性の向上に向け、既存のフォーラムの活用などを視野に入れながら、可能な限り速やかに協議を開始。

その他の検討課題

- コンテンツの配信効果を十分に計測する手法が確立していない。



- コンテンツ配信効果の計測手法について、民間主体のフォーラムを開催し、技術的課題や制度的課題を検討。

- ライフログ(購買履歴やアクセス記録)を基に個人の特性を踏まえたサービスや広告を提供(プライバシー侵害の懸念)。



- 個人情報保護などの基本的なルールの検討(☞研究会等において09年夏を目途に一定の結論)。

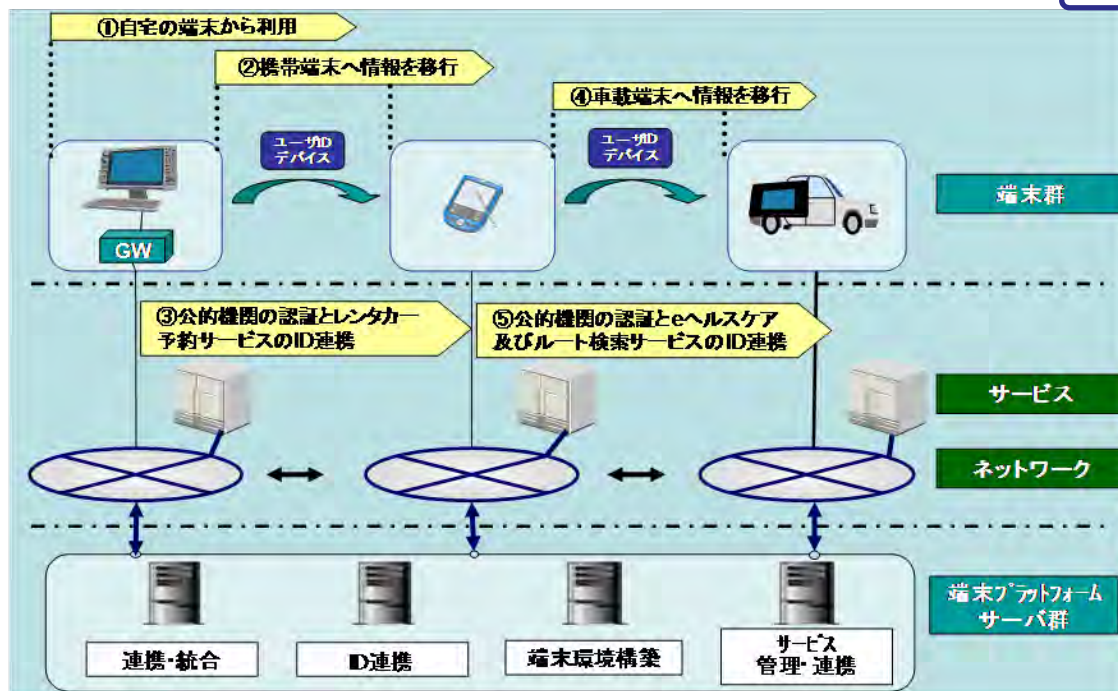
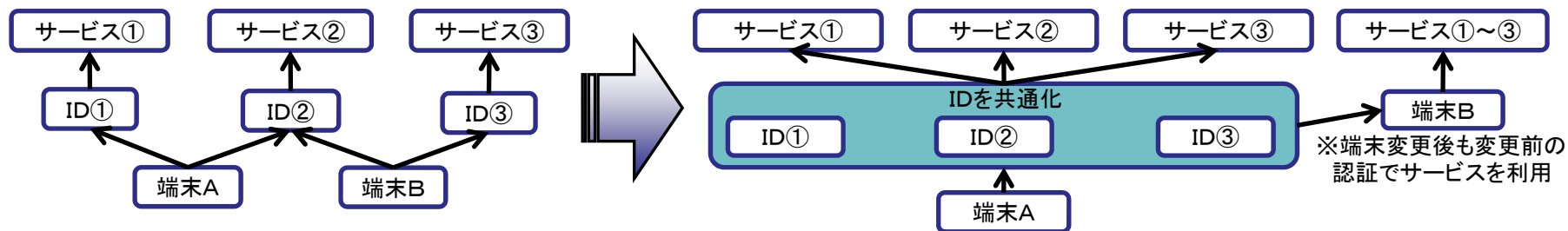
IDポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

IDポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等については、「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」(2008年度予算要求)の一環として具体化を図る。

(実施状況)「新世代ネットワーク基盤技術の研究開発」の一環として、08年8月8日から9月8日まで(独)情報通信研究機構において公募を行い、現在採択手続き中。(10月末を目途に委託先を決定予定)

(現在のID)→サービス毎に個別のID・認証



サービス例

- ①利用者が、自宅のPCから公的機関の電子サービスを利用
 - ②利用者は、移動時には、携帯端末で公的機関の電子サービスを継続して利用(*)
 - ③利用者は、公的機関の電子サービスで認証済のIDとの連携により、レンタカー予約サービスを利用。
 - ④利用者は、カーナビで公的機関の電子サービスを継続して利用(*)
 - ⑤利用者は、公的機関の電子サービスで認証済のIDとの連携によりeヘルスケアシステムを利用し、利用者の健康情報から病院へのルート検索サービスを利用。
- (*)利用者はユーザIDデバイスを持ち歩き、ユーザIDデバイスによりユーザIDによる認証を行う。

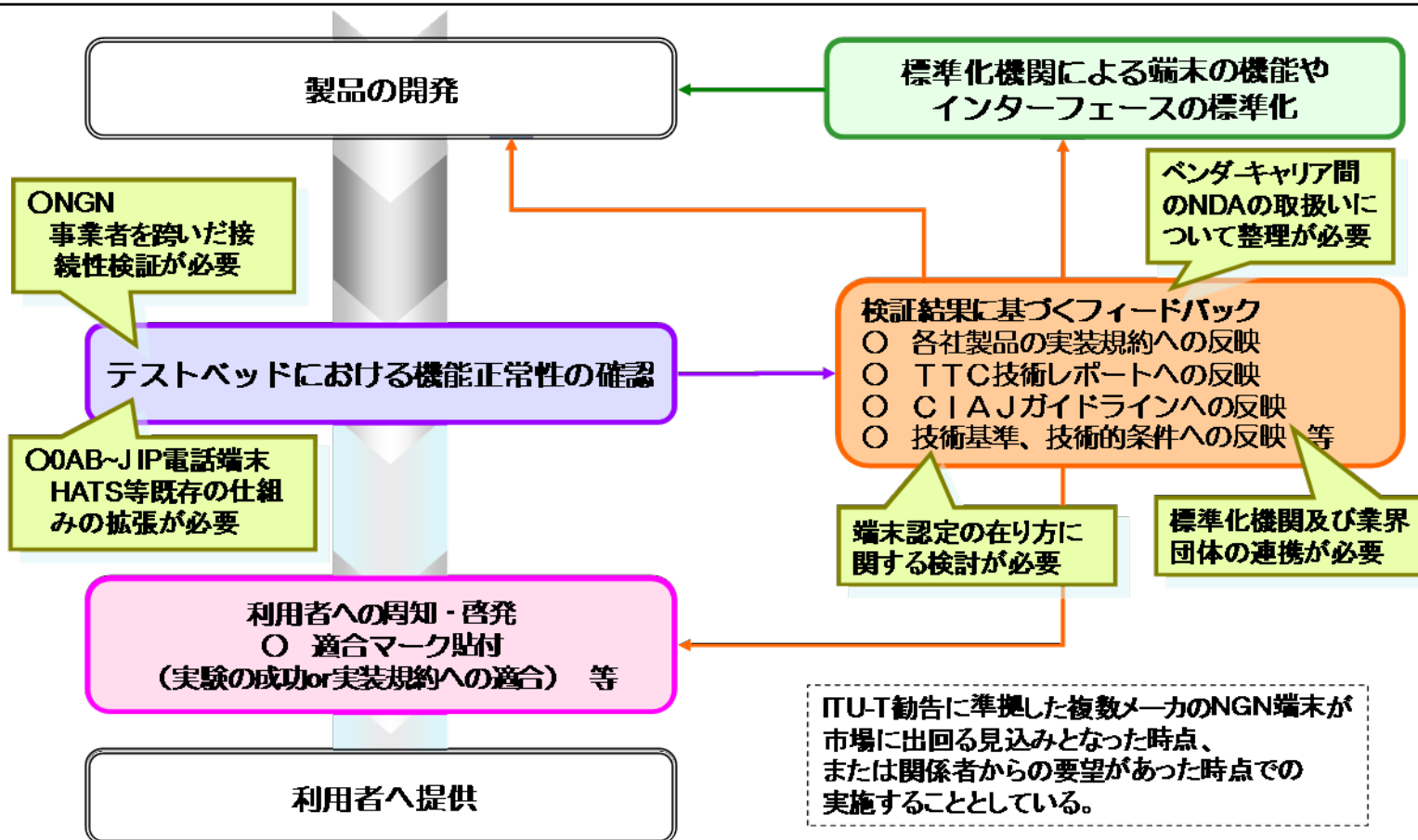
多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドに係る検討

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

(実施状況)

07年11月より、次世代IPネットワーク推進フォーラム開発推進WGにおいて、IP端末とネットワークの相互接続確認テストベッド等に関する検討を実施。「相互接続性・運用性検証」の仕組みの構築に向けた課題の整理等を行い、一次報告書を08年9月に取りまとめ。引き続きNGNの導入状況を踏まえつつ、テストベッドが具備すべき要件等の具体化を図っていく予定。



端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの検討

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代IPネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

(実施状況) 07年11月より、次世代IPネットワーク推進フォーラムIP端末部会責任分担モデルWGにおいて、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルを検討。08年6月に、今後想定されるリスクのうち「ソフトウェアのダウンロードに関する不具合」について、今後整理すべき課題や必要な対応策等について検討を行い、基本的な方向性について取りまとめ。今後は、様々な不具合事例の解決に資するため、具体的なサービス毎の責任分担モデルの検討を実施し、年明けを目途に報告書Ver.1.0を取りまとめる予定。

リスク及び課題の抽出

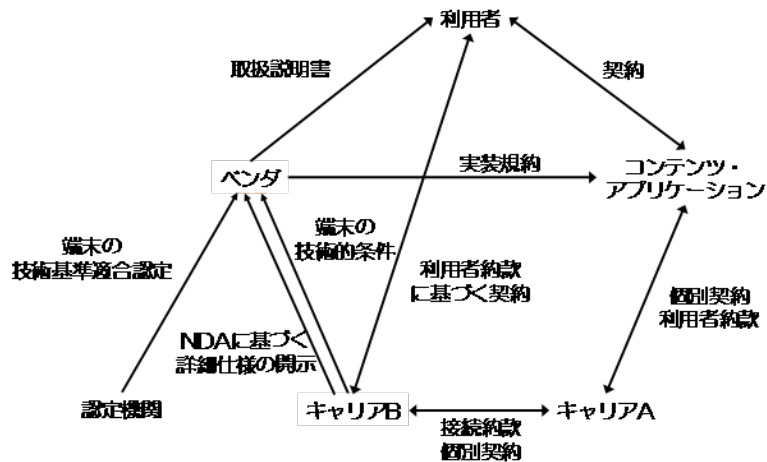
関係する主体間の相互関係を整理し、主体別にどのようなリスク・課題が発生する可能性があるか、具体的なサービス、利用シーン毎に抽出する。

リスク及び課題に対する解決策の検討

各主体がリスクや課題に対して適正に対応し、安定したサービス提供を行うために必要な技術的方策や規定の方法について検討。

ダウンロードの不具合に関するモデルを検討

契約関係



ダウンロードに関する不具合における責任分担モデル

不具合	実行の記載 (◆は免責、◇は注意喚起)	責任主体	実行の対策	課題及び対応策
ダウンロード機能自体の不具合(ソフトウェアのダウンロード及び実行における動作不良の場合)	取扱説明書/製品保証書への記載: ◇故障の症状例/箇条書き分け例の記載 約款への記載: 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。 本試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。 約款への記載: 記載なし	端末ベンダ 利用者 端末ベンダ 電気通信事業者	- 端末ベンダの窓口への取巻の修理依頼/切り分け依頼 - 電気通信事業者にネットワークの正常性検証を依頼 - 利用者からの故障確認受付 - 利用者への注意喚起 - 製品保証期間条件の明示 - 利用者からの承諾確認受付(ネットワーク正常性検証)	【課題1】ダウンロード機能が不具合であると利用者が判断できる仕様が必須。 - 利用者がダウンロード機能の不具合であると判断できるための表示。 - 故障箇所の切り分け方法を取扱説明書へ記載。 - エラーコードの意味の公開(端末ベンダから、他の主体への公開)。 - 端末自営試験機能の実装(端末側が原因であるか、ネットワーク側が原因であるかを試験)。 【課題2】責任主体となる端末ベンダが色づくべき責任の範囲について、明確化が必要。 - 免責事項の明確化 - 保証条件・保証範囲の明示
		コンテンツプロバイダ OS ミドルウェア アプリケーション	(相談窓口での対応) (相談窓口での対応) (相談窓口での対応)	今後 ①実行の対処方法の検証 ②各関係主体の揉みつき措置の検討 ③約款等におけるモデル記述例等の提示等を予定

モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

IP化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて、2008年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、技術基準の検討を踏まえ、2008年中に一定の結論を得る。

(実施状況)

- ・IP電話端末の技術基準については、情報通信審議会において07年1月及び08年3月に答申。制度整備の時期や、その必要性について関係者へのヒアリングを実施中。
- ・認証制度については、08年12月に一定の結論を得ることを目途として、ソフトウェア認証の在り方について検討中。

IP電話端末に必要な機能

00AB～J-IP電話端末には以下の機能が必要(平成19年1月情報通信審議会情報通信技術分科会答申)

- (1) ネットワークと端末との遠隔切り分け機能及び総合品質測定機能
- (2) 無効呼抑止機能
- (3) 一斉登録に伴う輻輳回避機能
- (4) 端末における自動再発信回数制限機能
- (5) 端末のソフトウェア/ファームウェア更新機能

○上記機能を確認するための試験方法について、08年3月の情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会報告書にてとりまとめ。050IP電話端末にも同様の機能が具備することが必要と答申。

ソフトウェアの認証

- ・汎用PC上のソフトウェアの通信機能を試験してその結果を認証するもの。
- ・ソフトウェア+汎用ハードウェアと組み合わせて実現する音声端末として、既にソフトフォン等が出現。
- ・現行制度では、ソフトウェア認証を想定していない。

IP端末の技術基準・認証制度の見直し検討

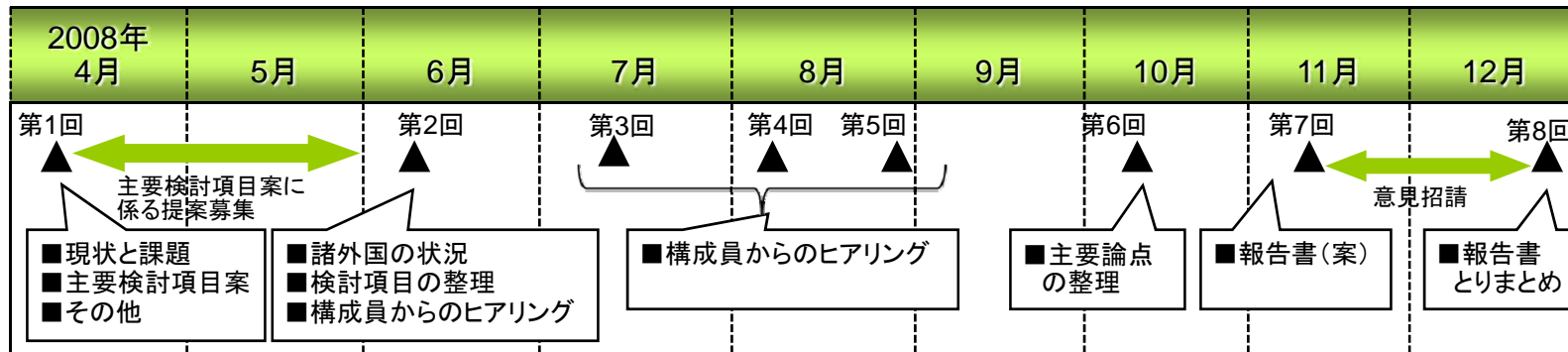
- ・IP電話端末の技術基準項目の追加を検討
- ・ソフトウェア認証の仕組みを検討

電気通信サービス利用者懇談会

開催目的

- ブロードバンド化やIP化の進展による料金やサービスの多様化、多数の主体が関与するビジネスモデルの普及等が進展する中、電気通信サービスの利用者利便の確保・向上を図るための具体的施策を検討することを目的として本懇談会を開催。

検討スケジュール



構成員

大橋 功	イー・アクセス株式会社 企画本部長
加藤 薫	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役常務執行役員 経営企画部長
岸原 孝昌	モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
北 俊一	株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント
桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
齋藤 雅弘	弁護士
阪本 作郎	東日本電信電話株式会社 コンシューマ事業推進本部 企画部長
沢田 登志子	有限責任中間法人 EC ネットワーク 理事
高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
立石 聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長
角田 真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科 准教授
長尾 毅	KDDI 株式会社 理事 渉外・広報本部長 兼 渉外部長
長田 三紀	東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
座長 新美 育文	明治大学法学部 教授
平澤 弘樹	株式会社ウィルコム 取締役執行役員常務 ネットワーク技術本部長
平野 晋	中央大学 総合政策学部 教授
座長代理 松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科 教授
松本 正幸	社団法人日本ケーブルテレビ連盟 コンプライアンス委員会 委員長
宮内 良治	国民生活センター 相談部長
山上 紀美子	社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
弓削 哲也	ソフトバンクテレコム株式会社 専務取締役専務執行役員 兼 CTO、研究所長 兼 渉外部担当
若林 亜理砂	駒澤大学法科大学院 教授
<オブザーバー>	
川辺 英一郎	内閣府国民生活局消費者企画課長

1 総論(基本的な考え方)

- ① 事後規制を前提としたルールの在り方
- ② 消費者行政一元化の中での電気通信サービスの特性を踏まえたルールの在り方
- ③ 国と地方公共団体・民間団体との連携の在り方

2 契約締結前の利用者向けの情報提供の在り方

- ① 電気通信サービスの広告表示の在り方
- ② 通信料金等に関する情報提供の在り方

3 契約締結時の説明義務等の在り方

- ① 説明義務等の在り方
- ② 適合性の原則

4 契約締結後の解約等の在り方

- ① 解約に係る運用の問題
- ② 民事効の是非

5 苦情処理・相談体制の在り方

- ① 電気通信事業者における苦情処理・相談体制
- ② 行政、電気通信事業者、消費生活センターの連携体制の確立
- ③ 総務省とその他の機関との連携強化
- ④ 多層的な協働関係(マルチステークホルダー環境)における利用者保護

6 紛争処理機能の在り方

- ① 電気通信事業紛争処理委員会の機能
- ② 専門的なADRの可能性

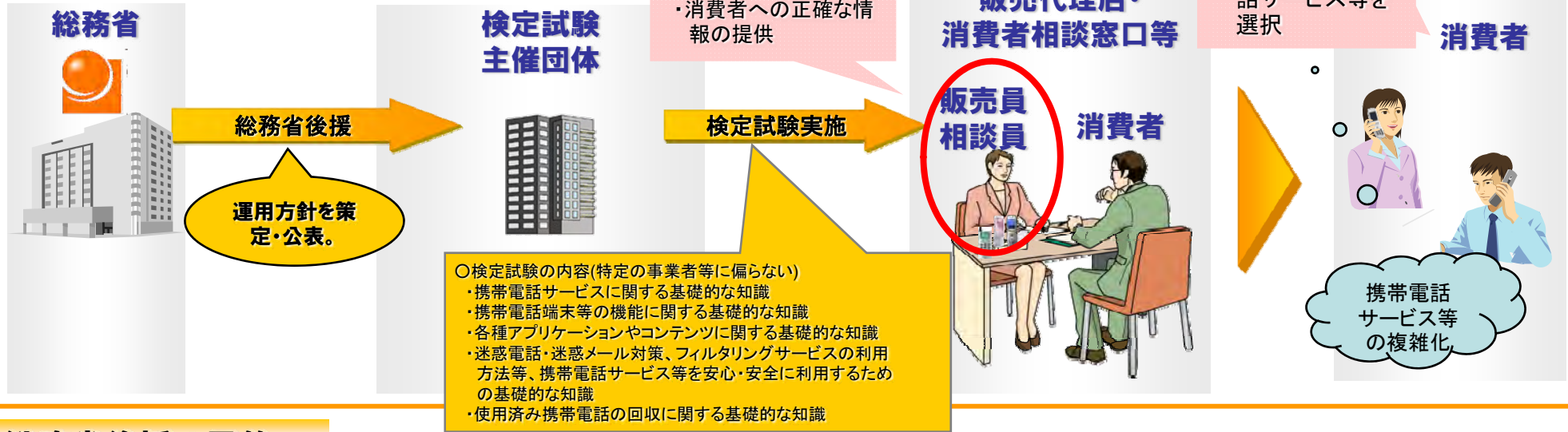
7 電気通信事業者の市場退出に係る利用者利便の確保・向上の在り方

- ① 事業の休廃止に係る周知
- ② 事業者間接続等に係る債権保全措置

8 その他

- 利用者リテラシー涵養の重要性

総務省後援の検定試験のイメージ



総務省後援の目的

- 民間団体の実施する携帯電話販売員等に係る検定試験について、公正中立に実施される場合、総務省がこれを後援。
- 販売員等の資質向上を図り、消費者が携帯電話サービス等の契約の際、正確な情報に基づく選択を可能とすることを支援。

経緯

- 08年1月22日～2月8日 運用方針(案)について意見招請(同年2月25日、運用方針を公表)
- 08年3月31日 MCPC(モバイルコンピューティング推進コンソーシアム)主催の「ケータイ実務検定(仮称)」への総務省後援を発表。
- 09年1月28日(予定) MCPC主催による「MCPCケータイ実務検定」実施予定。

(参考)モバイルビジネス活性化プラン(07年9月、抜粋)

2. 具体的施策

(3)モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

(c)消費者保護の在り方に関する多角的検討

サービスの多様化等に対応した消費者保護策の拡充を図る観点から、(中略) **携帯端末にかかる販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討**その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を2007年度中に開始し、2008年中を目途に結論を得る。

「ユビキタス特区」事業の推進

- 目的** - 「世界的にも先導的な情報通信社会」のモデルの確立、国際展開
- 概要** - ICTによる「新たな価値創造」につながる総合的なプロジェクトの実施、未利用周波数帯の利用環境整備
- 場所** - 北海道、沖縄及び研究開発拠点が集積している場所で、複数のプロジェクトの実証実験が行われる場所
- 期限** - 平成20～22年度までの3年間

地域及び利用可能な周波数帯の調査
(平成19年6月～8月)

利用可能な周波数帯の公表とプロジェクトの提案募集
(平成19年9月～10月)

関係府省、他国への働きかけ
(平成19年11月～)

提案の評価
(平成19年11月～12月)

「ユビキタス特区」の創設

第1次決定(平成20年1月25日)
第2次決定(平成20年3月17日)

**応募総数
188件**

平成20年度予算 20億円

決定したプロジェクト28件

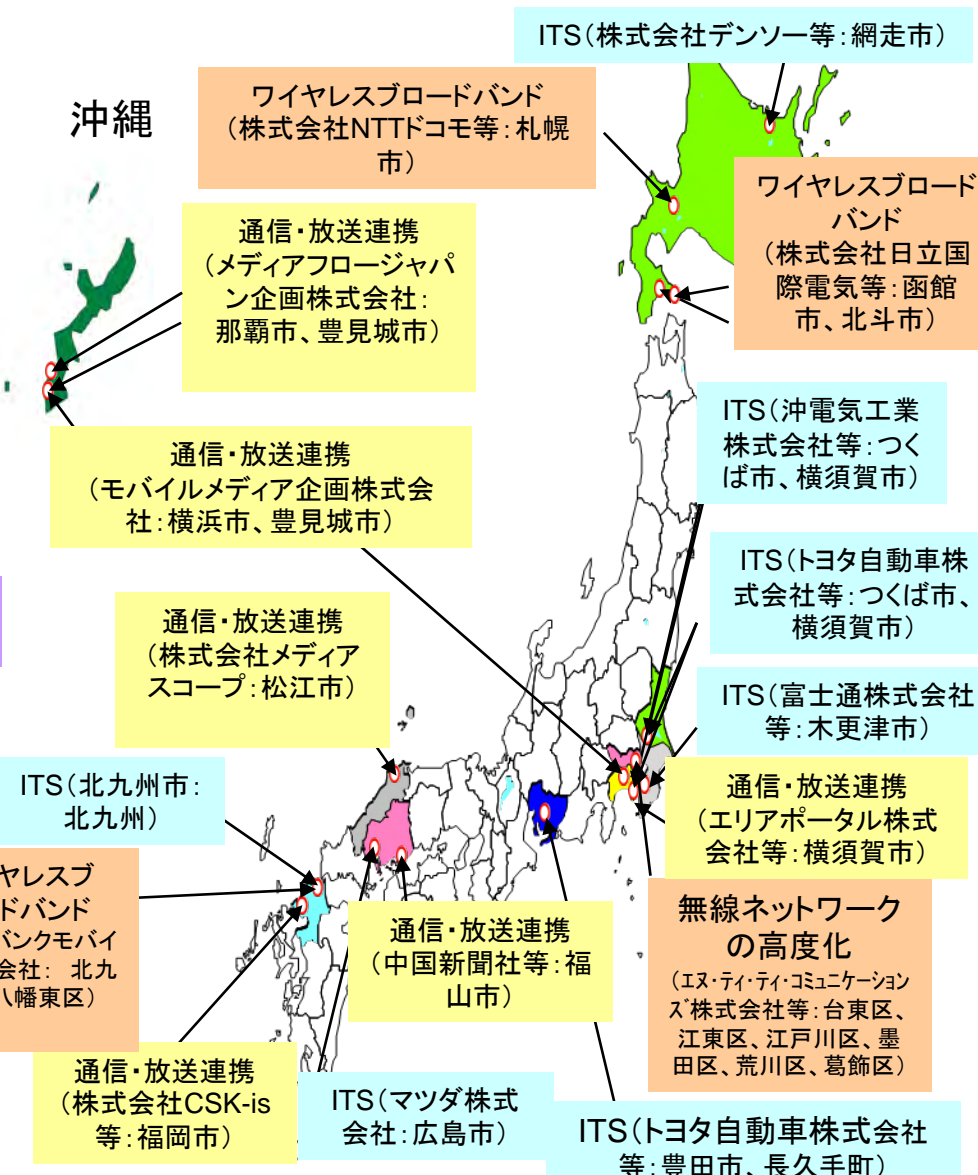
予算支援を予定している案件 11件
予算支援を予定していない案件 17件

「ユビキタス特区」の対象地域及び対象プロジェクト

予算支援を予定するプロジェクト



予算支援を予定しないプロジェクト



「拡大版ユビキタス特区」事業について

- 目的** — 「ICT産業の国際競争力強化」、「都市の国際競争力強化」、「地域再生・産業創造」
- 概要** — ICTによる「新たな価値創造」につながる総合的なプロジェクトの実施、未利用周波数帯の利用環境整備
- 場所** — 全国
- 期限** — 平成21～22年度までの2年間

地域及び利用可能な周波数帯の調査
(平成20年4月～6月)

利用可能な周波数帯の公表とプロジェクトの提案募集
(平成20年6月～7月)

応募総数
29件

提案の評価
(平成20年8月～12月)

「拡大版ユビキタス特区」の創設
(平成21年1月目途)

＜ユビキタス特区と拡大版ユビキタス特区の相違点＞

	ユビキタス特区	拡大版ユビキタス特区
目的	・ICT産業の国際競争力強化	・ICT産業の国際競争力強化 ・都市の国際競争力強化 ・地域再生・産業創造
対象地域	・北海道内 ・沖縄県内 ・研究開発拠点が集積している場所	・日本全国
実施期限	平成22年度末まで	同左
利用周波数帯	・放送のデジタル化に伴い、利用可能な周波数 ・280MHz帯 ・1.5GHz帯 ・5.8GHz帯	・左記周波数帯 + ・VHF帯 (150MHz帯、280MHz帯) ・UHF帯 (400MHz帯) ・マイクロ波帯 (18GHz帯) ・ミリ波帯 (42GHz帯)

平成21年度予算要望額 20億円

地域WiMAXの概要

目的:

デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること

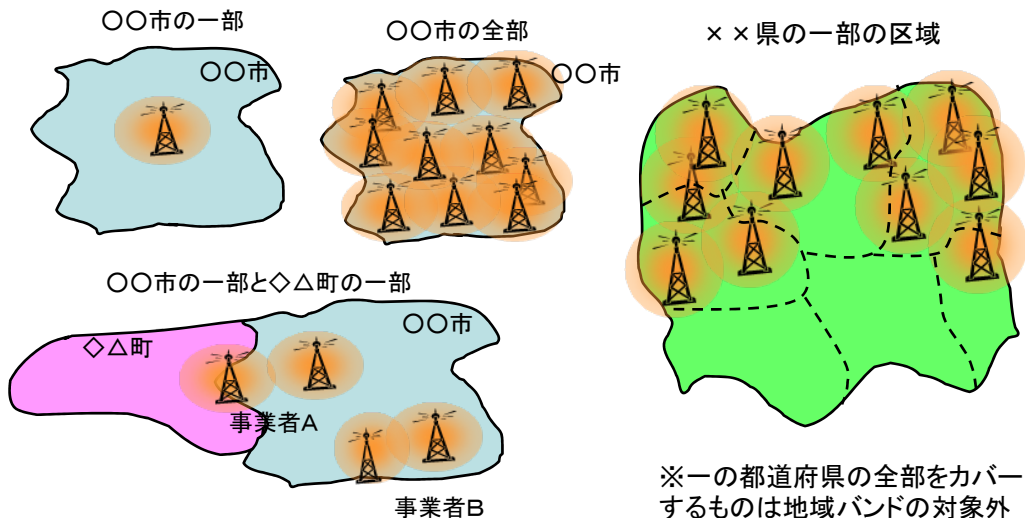
特徴:

固定通信向け、地域単位、10MHzの帯域幅

技術方式:

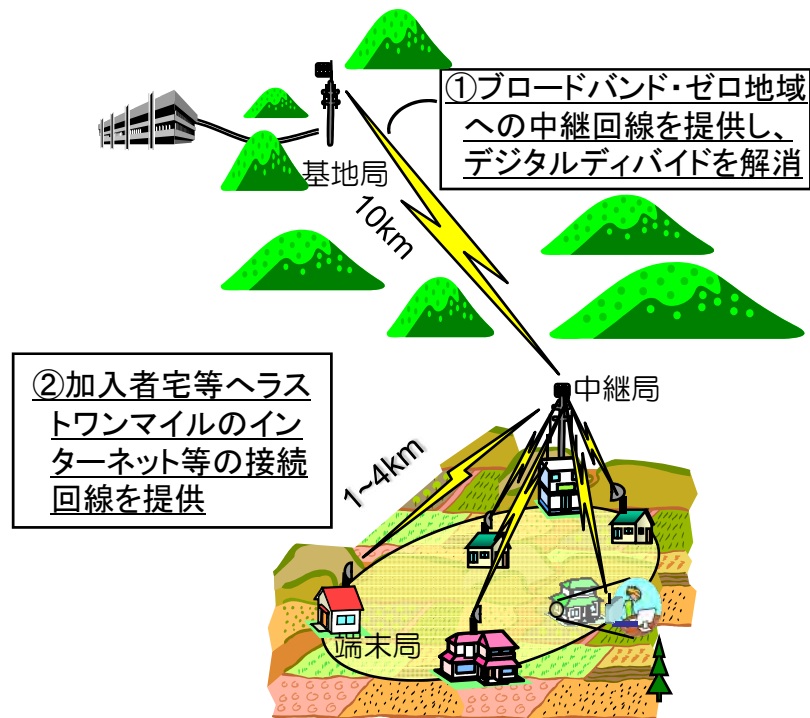
WiMAX方式

地域WiMAXの対象とする区域

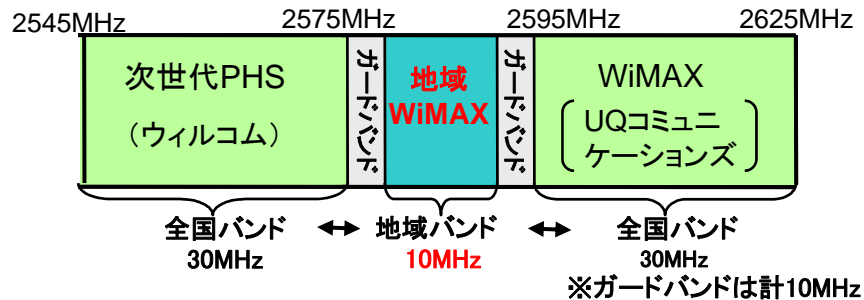


※一の都道府県の全部をカバーするものは地域バンドの対象外

地域WiMAXのサービスのイメージ(例)



2.5GHz帯の電波使用

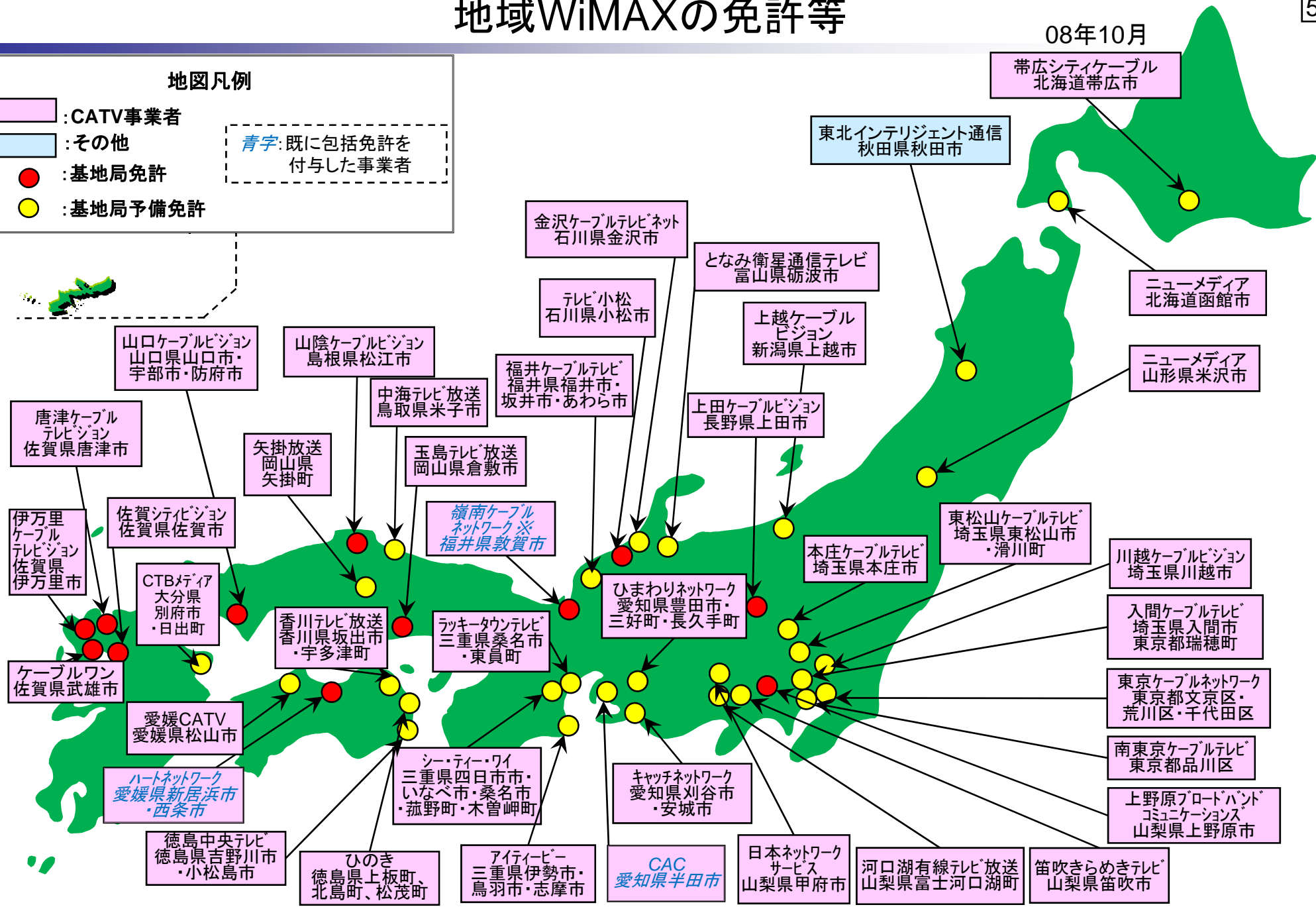


地域WiMAXの免許等

08年10月

地図凡例

- :CATV事業者
 - :その他
 - :基地局免許
 - :基地局予備免許
- 青字: 既に包括免許を付与した事業者



※嶺南ケーブルネットワークは、08年12月に試験サービスを、09年春に商用サービスを開始予定。

地域WiMAX推進協議会

目的

- 地域WiMAXに関係する事業者、メーカー、地方公共団体等が広く参集し、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、地域の公共の福祉の増進を図るため、地域WiMAXの普及促進を図るとともに、技術的諸課題について検討を行い、地域WiMAXの健全な発展を推進することを目的とする。

設立日

- 08年10月16日

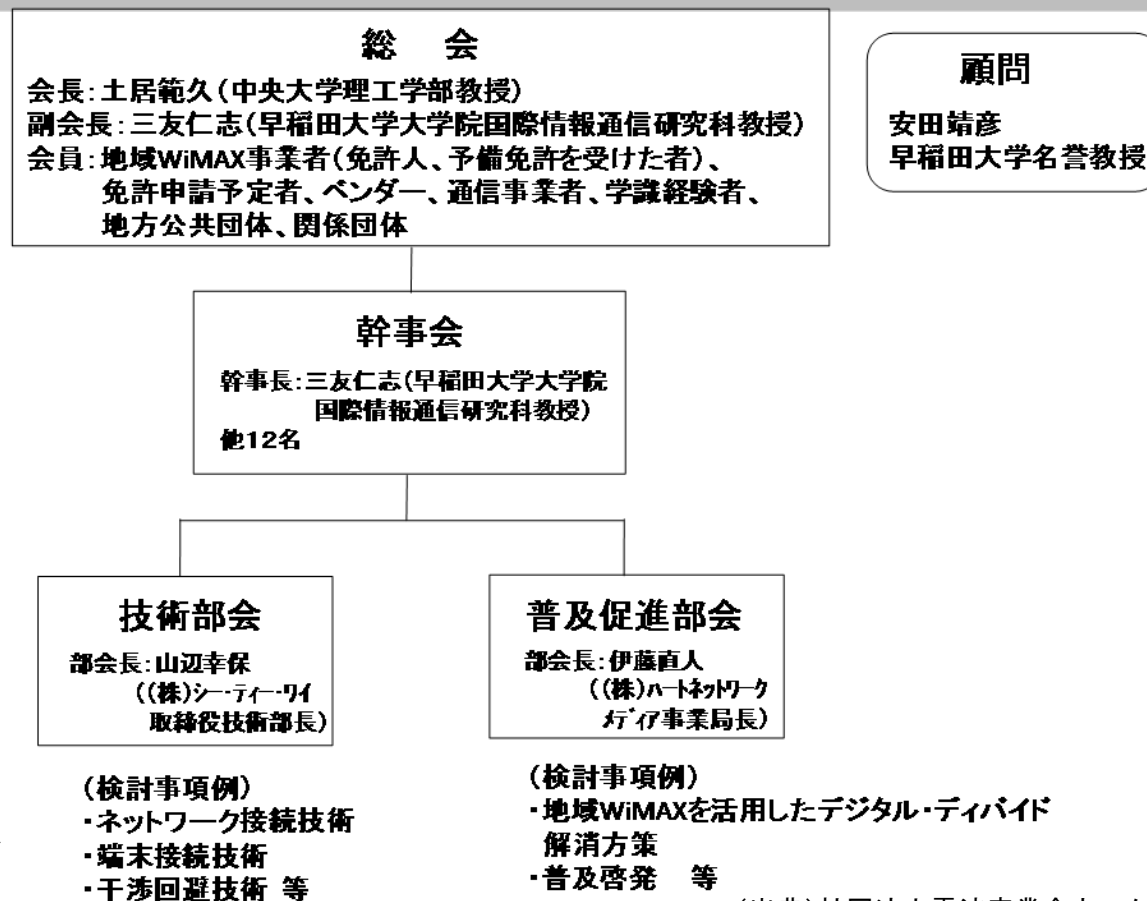
会員数

- 145(団体及び個人)

事務局

- 社団法人電波産業会

活動内容・推進体制



3.9世代移動通信システムの導入に向けて

～第3世代移動通信システム高度化のための技術的方策の検討～

第4世代移動通信システム(4G)への移行を視野に入れつつ、現行の第3世代移動通信システム(3G)の高速化やサービスの高度化を実現する3.9世代移動通信システム(3.9G)の導入に向けた技術的課題について検討中。

1 背景

- 携帯電話加入数は1億を突破。第3世代システムの普及率は全体の80%以上。
- 2008年12月に3.9世代システムの国際標準化が完了予定。
- 2010年頃の商用化に向けた取組が活発化。

2 検討内容

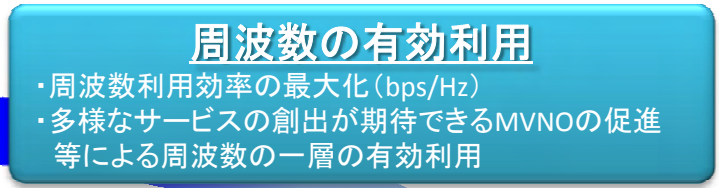
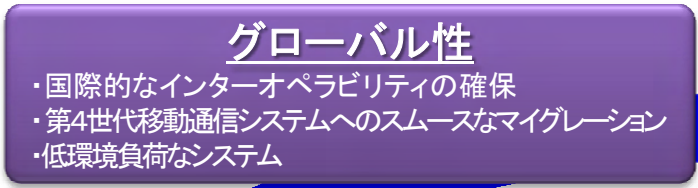
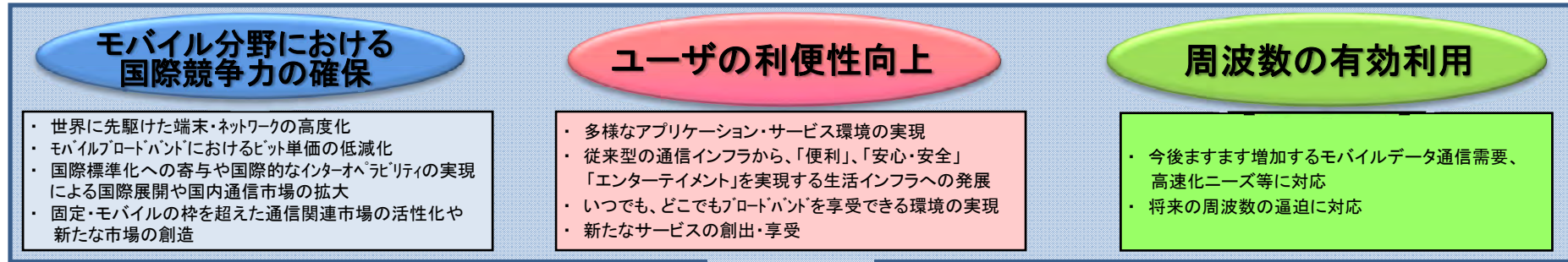
3.9世代の導入に向けて、利用イメージ、国際標準化動向、技術的・将来的親和性等を考慮しつつ、調査・検討。

- 基本コンセプト(利用イメージ、システムの機能、干渉条件、送受信間隔等)
- 既存システムとの共用条件、必要な技術的条件及び運用条件
- 将来の第4世代(4G)の円滑な展開に向けた技術的方策

3 体制・スケジュール

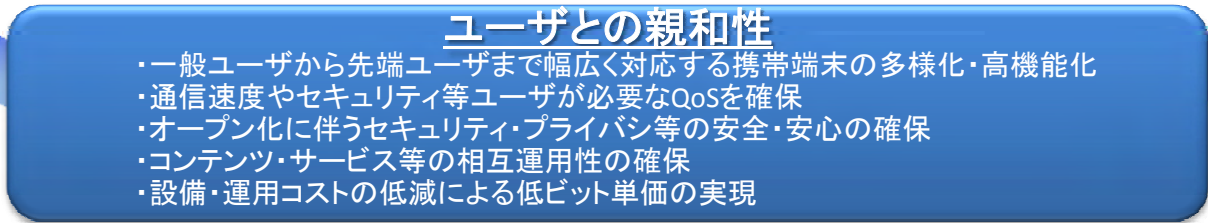
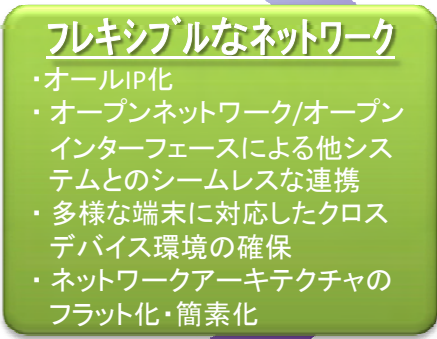
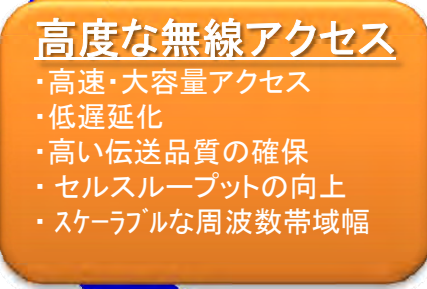
- 情報通信審議会技術分科会携帯電話等周波数有効利用方策委員会(主査:服部武 上智大学教授)で審議。
- 本年4月より審議を開始し、7月29日に基本コンセプトを整理。2008年内を目処に具体的な技術的条件を策定予定。

3.9世代移動通信システムの導入に向けた基本コンセプト



3.9世代移動通信システムの基本要件

最大伝送速度	下り:100Mbps以上 上り:50Mbps以上
周波数利用効率	3.5G (HSPA Release 6) の3倍以上(下り)、2倍以上(上り)
占有周波数帯幅	伝送速度の向上、導入シナリオに柔軟に対応するため、スケーラブルな周波数帯域幅を有する
ネットワーク	他システムとのシームレスな連携や多様なアプリケーション・サービスへの対応が可能なオールIPネットワーク
将来システムへの展開	将来の第4世代移動通信システムへの円滑な展開が可能
伝送品質	ネットワークのフラット化等により、現行3Gより低遅延伝送を実現
グローバル性	3GPPs等のグローバルスタンダードを踏まえ、国際ローミングやインターオペラビリティの確保が可能なシステム



1 目的

- 3.9世代移動通信システム及び2GHz帯におけるTDD方式を活用した移動通信システムに関して、免許方針等の検討の参考にするため、有識者を交えて、公開でヒアリングを実施。

2 開催日時等

- 日時：平成20年11月7日(金) 13:15～17:00(予定)
- 場所：総務省 講堂 (地下2階)

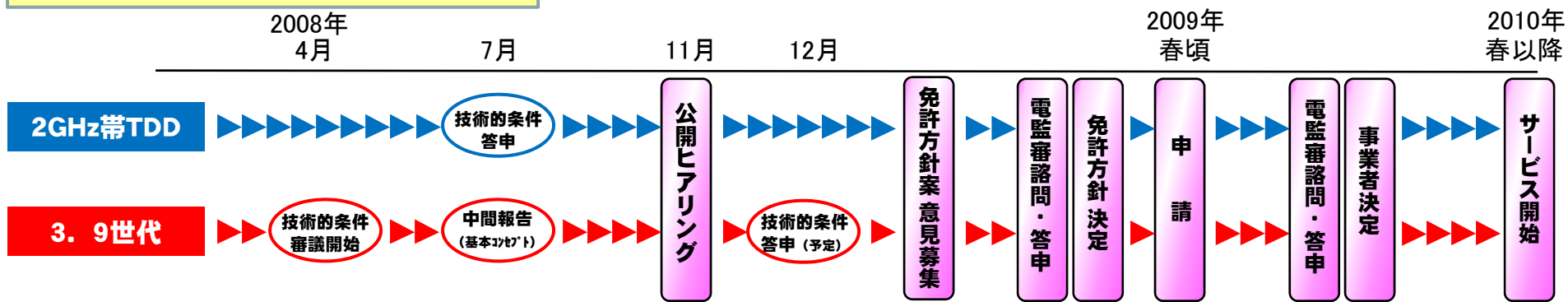
3 プログラム

- 3.9世代移動通信システムの導入に関する意見陳述・質疑応答
- 2GHz帯TDD移動通信システムの導入に関する意見陳述・質疑応答

(ヒアリング内容)

- (1) 導入に向けた取組(導入を計画するシステム、サービス内容、エリア展開等)
- (2) 免許方針に対する意見(割当周波数幅、事業者の選定要件、競合が生じた場合の選定基準等)

参考：今後のスケジュール (予定)



フェムトセル基地局の導入に向けた制度整備の経緯等について

■フェムトセル基地局とは、携帯電話の基地局を小型化したもので、取扱いが簡易であり、かつ宅内等への設置が可能。



導入により期待される効果

- ✓ 携帯電話事業者による高層ビル・住宅の屋内や地下街等の不感エリアの解消に効果(設置・運用が容易)。
- ✓ 従来よりも高速のデータ伝送サービスが可能(基地局当たりの収容人数は数名程度)。
- ✓ 同一端末によるFMC(Fixed Mobile Convergence: 固定通信と移動通信の一体的サービス)型のサービスの実現が可能。

■フェムトセル基地局の導入促進を図るため、①現行規制の緩和、②適用される規律の運用方針の明確化を実施。

「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」を策定・公表(08年4月17日)

■フェムトセル基地局に係る電気通信事業法及び関係省令等の運用方針について、本年秋を目途に運用ガイドラインを策定。

■08年10月1日、改正電波法及び関係省令施行。無線局の運用の特例の追加等

08年10月21日、「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン(案)」を公表し、11月18日まで意見募集。その後、速やかにガイドラインを策定・公表予定。

■フェムトセル基地局の円滑な開設・適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、当面想定される当該サービスの提供形態等を考慮しつつ、**携帯電話事業者間等の責任関係等を含め、電波法・電気通信事業法関係法令の適用関係を明確化。**

携帯電話事業者は、エンドエンドの通話品質を通常の携帯電話役務と同様にするよう努めなければならない
(事業用電気通信設備規則第36条の3)

主な電波法関係法令の取扱い

■免許手続

- 同一総合通信局の管轄区域内における一括申請が可能。
- 免許申請の際の記載事項を簡素化。

■無線設備の技術基準

- ①空中線電力は20mW以下であること、②一の筐体に収められ容易に空けることができないこと、③故障検知機能を備えていること。

■携帯電話事業者以外の者による運用

- フェムトセル基地局について、移設・復旧等のための簡易な操作による運用を携帯電話事業者以外の者に行わせることが可能。
- 必要に応じ、運用者に対する基地局の運用状況の報告、運用の停止等の必要かつ適切な監督を行う必要。
- 携帯電話事業者以外の者に運用を行わせる場合、運用者が運用責任を負う
- 携帯電話事業者が運用者に対し必要かつ適切な監督を行わなかった場合、当該事業者は監督責任を負う。

■無線従事者以外の者による操作

- 基地局について移設・復旧等のための簡易な操作を主任無線従事者の監督を受けることなく無線従事者以外の者が行うことが可能。

主な電気通信事業法関係法令の取扱い

■サービス提供主体と責務

- サービス提供主体は携帯電話事業者であり、サービス全体に責任を負うことが必要。
- サービス提供において、自己・利用者の責任の明確化が必要。提供条件の内容を契約の締結に当たり説明し、利用者からの苦情等を適切・迅速に処理する必要。

■電気通信設備に対する技術基準適合維持義務の適用等

1. フェムトセル基地局の扱い

- 基地局を契約者の宅内に設置する場合、基地局は携帯電話事業者が設置する事業用電気通信設備として、技術基準適合維持義務が適用。
- 携帯電話事業者と契約者との契約等において、携帯電話事業者による継続的な支配・管理を担保するための事項を規定。

2. 利用者宅内配線等の扱い

- IRU契約を締結しサービス提供に利用する場合、技術基準適合維持が適用。
- IRU契約を締結せずにサービス提供に利用する場合、契約約款等において障害発生時の対応等について規定。

3. ブロードバンド(BB)回線の扱い

- BB回線調達形態:①接続・共用・卸、②ユーザ約款ベース、③ユーザ契約回線利用、の3形態。
- 携帯電話事業者とBB回線事業者との契約等で通信品質確保等を規定。

フェムトセル基地局導入に係る検討(次世代IPネットワーク推進フォーラム)

次世代IPネットワーク推進フォーラム

会長: 齊藤 忠夫(東京大学名誉教授)
副会長: 宇治 則孝(NTT)、伊藤 泰彦(KDDI)

平成17年12月16日設立
会員数: 262(平成20年5月23日現在)
<http://ngnforum.nict.go.jp/>

幹事会

事務局
(NICT)

技術部会

部会長: 後藤 滋樹(早稲田大学教授)
(技術基準・相互接続試験等)

相互接続WG

リーダー: 中野 尚(KDDI)
(相互接続試験の企画、推進、関係機関の調整)

技術基準検討WG

リーダー: 栗野 友文(NTT)
(技術基準の検討・実証)

研究開発・標準化部会

部会長: 浅谷 耕一(工学院大学教授)
(研究開発、国際標準化)

戦略検討WG

リーダー: 浅谷 耕一(工学院大学教授)
(次世代IPネットワークに関する研究開発・標準化の基本戦略及び推進方策の検討)

企画推進部会

部会長: 松島 裕一(NICT理事)
(普及促進・情報交流等)

ホームネットワークWG

リーダー: 丹 康雄(北陸先端科学技術大学院大学)
(ホームネットワークの標準化及び相互接続試験等の推進)

IP端末部会

部会長: 相田 仁(東京大学大学院教授)
(IP端末の在り方に関する検討)

開発推進WG

リーダー: 村上 仁己(成蹊大学理工学部教授)
(IP端末とネットワークの相互接続確認等)

責任分担モデルWG

リーダー: 平野 晋(中央大学教授・米国弁護士)
(責任モデルの検討、策定、消費者保護対策等)

利活用促進部会

部会長: 國領 二郎(慶應義塾大学教授)
(事例収集、ビジネスモデル検討、
実証実験検討)

利活用WG

リーダー: 曾根 秀昭(東北大学教授)
(利活用事例集作成等)

新ビジネス検討WG

リーダー: 中村 伊知哉(慶應義塾大学教授)
(IPベースの新ビジネス検討、実証実験等)

IP電話SWG

主査: 千村 保文(沖電気)

コンテンツ配信SWG

主査: 小林 中(NEC)

固定・移動シームレスSWG

主査: 加藤 正文(富士通)

端末・網SWG

主査: 入部 真一(日立)

フェムトセル基地局の技術基準・管理
手法等の検討

通信品質の確保、緊急通報の確保等につ
いて、事業者間協議事項等に反映。

本年11月を目途に、フェムトセル基
地局を利用した携帯電話サービスを円
滑に提供するための運用ガイドライン
を公表予定。

フェムトセル基地局の責任分担等の
在り方等の検討

本年11月を目途に、フェムトセル基地局
の活用に係る電波法及び電気通信事業
法関係法令の適用関係に関するガイド
ラインを公表予定。
(サービス提供主体と責務、電気通信設備に対する技術
基準適合維持義務等)

通信・放送の総合的な法体系に関する検討

- 2010年のブロードバンド・ゼロ地域の解消、2011年の地上デジタル放送完全移行に向けて、通信・放送の融合・連携は大きな流れ。
- 総務省では、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を2006年8月から開催し、将来を見据えた法体系の在り方について検討を進め、昨年12月に報告書を取りまとめ・公表。
- 本年2月、具体的な制度の在り方について情報通信審議会に諮問。2009年12月頃の答申を希望。

<検討の経緯>

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」
(平成18年6月20日)
『通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。』

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」
(座長:堀部政男 一橋大学名誉教授)
報告書の取りまとめ・公表(平成19年12月6日)

情報通信審議会に諮問(平成20年2月15日)
「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」
(主査:長谷部恭男 東京大学法学部教授)を設置し、
調査・審議

情報通信審議会の答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

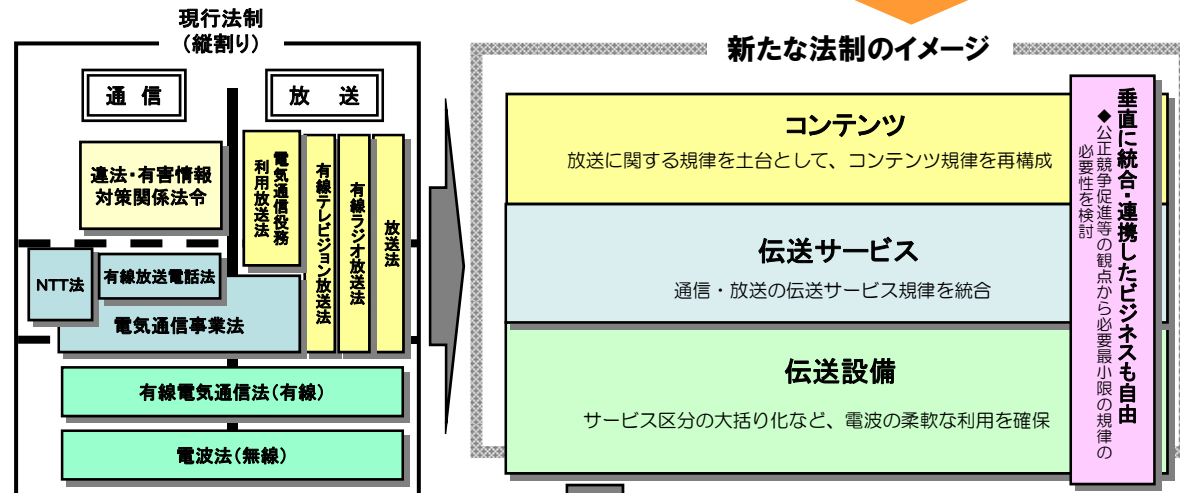
※「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」
(平成18年9月1日)

<検討のイメージ>

通信と放送の境界を超えたサービスの出現

- ・CATVインターネット
- ・インターネットテレビ(IPTV等)
- ・携帯端末向けマルチメディア放送

- ・通信/放送で「縦割り」となっている現行法制を「横割り」へ転換
- ・規制の簡素化・合理化を図り、通信・放送の融合・連携に対応した法体系へ抜本的に見直す必要



新ビジネス創出、技術革新の促進による我が国経済の牽引

通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ(案)

◆ 平成20年9月5日、情報通信審議会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」において、検討アジェンダ(案)について議論。

<概要>

意見聴取を行いつつ、審議を深めるべき事項

<p>法体系全般</p>	<p>■ 法体系全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスごとにネットワークを区別する合理的な根拠が失われつつあり、可能な限り規律の大括り化を検討することは適当か。 ○ ネットワーク設備の設置者と当該設備上でサービスを提供する者との間で自由な組合せを可能とする法体系を検討していくことは適当か。 ○ 同一のサービスには同一の規律が適用されることによって統一的な競争条件の確保や利用者保護を検討することは適当か。 ○ 「コンテンツサービス」、「伝送サービス」、「伝送設備」の3つのレイヤーを観念した上で全体として合理性のある法体系に改めることは適当か。
<p>伝送設備</p>	<p>■ 電波利用の目的・区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスを可能とする制度について検討することは適当か。 <p>■ 電波利用手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信か放送かの区分にとらわれない新しいサービスの円滑な市場投入等を可能とするため、簡素化することが可能な手続の有無などについて検討することは適当か。
<p>伝送サービス</p>	<p>■ 伝送サービス規律の再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送サービスの意義について、電気通信役務の概念を踏まえたものとする方向で検討することは適当か。 ○ 外形的に伝送サービスと類型化できるもののうち規律趣旨が電気通信事業法の規律趣旨と共通するものは、基本的に電気通信事業法の規律体系に取り込んで規律の一元化を図る方向で検討することは適当か。 <p>■ 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有線テレビジョン放送施設について、現行規律を維持する方向と、電気通信事業者と同等の規律を適用する方向のいずれの方向で検討することが適当か。 <p>■ 有線放送電話に係る規律の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有線放送電話について、現行規律を維持する方向と、基本的に電気通信事業として扱う方向のいずれが適当か。

	意見聴取を行いつつ、審議を深めるべき事項
<p>コンテンツ</p>	<p>■ メディアサービス(仮称)の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メディアサービス」(仮称)の範囲については、従来の放送の概念を踏まえたものとする方向で検討することは適当か。 <p>■ メディアサービスの区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か。 ○ 「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保を中心に検討することは適当か。 <p>■ メディアサービスに関する具体的規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「メディアサービス」の位置付けや役割の違いに応じ、関係する法律の規定についてレイヤー間の関係が明確化されるよう再編する方向で検討することは適当か。 ○ 「特別メディアサービス」については、現在の放送に係る番組規律を基礎とし、その他のメディアサービスについては、個々それに係る番組規律の合理化を検討することは適当か。 ○ 「メディアサービス」に係る再送信制度の在り方について、現行の有線テレビジョン放送法上の義務再送信制度と同意再送信に係る裁定制度の在り方を含め検討することは適当か。 <p>■ 表現の自由享有基準(マスメディア集中排除規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表現の自由享有基準について、「特別メディアサービス」に係るものは現在の規律を基礎とし、その他のメディアサービスに係るものは、個々にその合理化を検討することは適当か。 <p>■ オープンメディアコンテンツ(仮称)に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲を違法情報全般や刑事上の責任というところまで拡大するか検討することは適当か。 ○ 有害情報への対策を検討することは適当か。
<p>利用者保護</p>	<p>■ 利用者利益の確保・向上のための規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝送サービスにおける利用者利益の確保・向上のための規定について、情報通信サービス全体に適用することは必要か、及び充足すべき規定はないか検討することは適当か。利用者を直接救済する規定として、解除権や取消権のような民事的な効果を付与する方向で検討することは適当か。 <p>■ 情報セキュリティ等に係る規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティや視聴者のプライバシーの取扱いに関する制度を整備する方向で検討することは適当か。 <p>■ 技術基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「特別メディアサービス」の技術基準については、特別の規律が必要か否か検討することは適当か。